

■改正理由

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、同年10月1日以降、**運賃等の協議を行う際は**、従来の地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項に規定する協議会において協議を行う必要があることから、「合志市地域公共交通協議会」の分科会として、今後**「運賃部会」**を設置するため、合志市地域公共交通協議会設置要綱を改正する。

改正前 地域公共協議会にて協議

構 成 員

- ①市長又はその指名する者
- ②市民又は利用者の代表者
- ③一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- ④関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- ⑤一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- ⑥国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- ⑦道路管理者、熊本県警察、学識経験者 等

**※運賃以外の項目は、
引き続き地域公共交通協議会で協議**

改正後 運賃部会にて協議（第9条第4項） +公聴会等の開催(第9条第5項※1)

構 成 員 <運送法第9条第4項>

協議を行う構成員は①～④に限定

- ① 市長又はその指名する者
- ② 市民及び公共交通利用者の代表者
- ③ 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- ④ 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者

※1 運送法第9条第5項に定める措置

→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催やその他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

実施方法（一例）

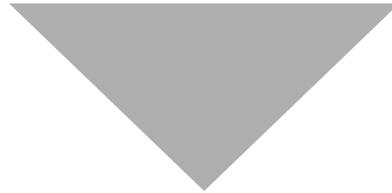
・公聴会の開催 ・パブリックコメントの募集 ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

今後の協議運賃の取扱いについて

1. 公聴会等の実施 (運送法第9条第5項)

利用者・利害関係者の意見等を集約

(例) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、地域住民の意見交換、市広報紙やホームページでの意見募集・・・等



2. 運賃部会の開催 (運送法第9条第4項)

- ・構成員等は前ページを参照
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通協議会とは別に開催する必要あり。
- ※協議会と連続して協議を行う場合でも、他の構成員を退室又は別室で行うなど留意が必要。
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように **1事業者毎**に協議が必要。